

新潟市地域活動補助金交付要綱

平成29年	4月	1日	全部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成31年	3月22日		一部改正
平成31年	4月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 地域活動補助（第3条—第11条）
- 第3章 設備整備補助（第12条—第21条）
- 第4章 その他（第22条・第23条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市長が予算の範囲内において、地域住民による自主的及び主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図るとともに、豊かな地域社会の実現を目的として、地域課題の解決を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動並びに設備の整備に要する経費に対して交付する新潟市地域活動補助金（以下「補助金」という。）について定めるもので、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請団体）

第2条 補助金の交付申請を行うことができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）
- (2) 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等（以下「自治会等」という。）
- (3) 老人クラブ、PTA、NPO、その他の営利を目的としない団体（以下「その他の団体」という。）

2 前項第3号のその他の団体は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (2) 市内に在住，在勤又は在学する者を構成員として5人以上有すること。
- (3) 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。
- (4) 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。

第2章 地域活動補助

（補助対象事業）

第3条 第1条に規定する地域課題の解決を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動として，補助金の対象となる事業は，協議会，自治会等又はその他の団体が行う公益活動であって，次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域課題の解決を図る年度内に複数日実施される継続的な活動事業で，重点分野に該当するもの（以下「A型事業」という。）
 - (2) 協議会広報紙事業に関するもの（以下「B型事業」という。）
 - (3) 地域課題の解決を図る年度内に複数日実施される継続的な活動事業で，重点分野に該当しないもの又は年度内に1日程度実施されるイベント等の事業及びその関連事業（以下「C型事業」という。）
 - (4) その他市長の認める活動に係る事業
- 2 前項の重点分野は，地域福祉，教育，防災・防犯，環境美化，地域計画策定及び人口減少対策の6分野とする。
- 3 その他の団体が行う事業について，補助の対象となる回数は，3回までとする。ただし，これまで地域活動補助金により実施した地域課題の解決を図る活動に類似する事業を含むものとする。

(補助率)

第4条 補助対象経費の総額に対して交付する補助率は、1事業につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) A型事業 10分の10
- (2) B型事業 4分の3
- (3) C型事業 2分の1
- (4) 協議会が行う事業のうち、年度あたり1事業に限り、事業内容にかかわらず10分の10とする。

(補助金の額)

第5条 補助対象経費の総額に前条に定める補助率を乗じて得た額は、1事業につき協議会及び自治会等は20万円、その他の団体は10万円を限度(当該事業に参加費等の事業収入、寄附金等の収入、その他の補助金収入以外の収入(以下「事業収入等」という。)がある場合においては、申請団体の自己負担額に充当することとし、自己負担額がない場合等は、事業収入等を充当する支出項目を指定して事業支出と相殺する)とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 2つ以上の小学校区を単位として構成する協議会にあつては、1事業につき40万円を限度とする。ただし、平成27年4月1日以後に小学校の統廃合があつた場合は、経過措置として、当分の間、複数小学校区扱いとし当該規定を適用する。
 - (2) 2つの協議会が合同で事業を実施する場合は、1事業につき40万円を、3つ以上の協議会が合同で事業を実施する場合は、1事業につき60万円を限度とする。
- 2 補助金の交付にあつては、1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。
 - 3 市長は、第1項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、補助金の額を変更することができる。

(補助対象経費)

第6条 前条に掲げる補助金の対象となる経費は、当該事業に直接要するものとし、次の各号のいずれかに該当する経費は補助金の対象としない。

- (1) 補助対象者の事務所等を維持するための経費
- (2) 補助対象者の経常的な活動に要する経費(協議会は除く。)
- (3) 補助対象者の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食のための経費
- (4) 補助対象者の構成員に対する人件費

(補助対象外事業)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象事業としない。

- (1) 当該事業が、本市、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの
- (2) 事業内容が、趣味的な活動を目的とするもの、特定の人や団体の利益を目的とするもの
- (3) 事業内容が、本市又は他の機関、団体などに対する陳情、要望となっているもの
- (4) 事業内容が、団体から他の団体等への単なる補助となっているもの
- (5) 事業内容が、物品等の購入又は配布を主たる目的とするもの
- (6) 事業の主たる効果が市外で生じるもの
- (7) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- (8) 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- (9) これまで補助金の助成や自主財源等により実施していた新規性のないもの（協議会が実施するもの及び平成30年度以降に当該補助金に統合した補助制度の助成を受けていたものは除く。）
- (10) その他の団体が、地域活動補助金により実施した地域課題の解決を図る活動で、これまでに3回実施した事業及びそれに類似するもの

(申請手続等)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
 - ア 現状の課題及び事業の目的
 - イ 事業の内容
 - ウ 事業により見込まれる具体的な結果及び成果
 - エ 事業の実施予定期間
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象者の概要に関する調書（協議会、自治会等は不要）
- (4) 補助対象者の会則（協議会、自治会等は不要）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに地域活動補助（不）交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 規則第13条の規定による報告は、事業完了後1ヶ月以内又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 領収書又はその写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告があったときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、その旨を文書（別記様式第4号）により通知するものとする。

第3章 設備整備補助

（用語の定義）

第12条 この要綱において「設備」とは、原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品をいい、消耗品（比較的短期間に消耗する物品又は短期間に消耗しないが、その性質上、長期間使用に適しない物品をいう。）は除くものとする。

2 この要綱において「整備」とは、購入又は修繕（地域の祭りに関する物品の修繕に限る。）をいう。

（補助対象事業）

第13条 第1条に規定する設備の整備に要する経費に対する補助金交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域団体が、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- （1） 整備に要する経費の総額が20万円未満である事業
- （2） 補助金の交付を受ける年度内に完了する見込みがない事業
- （3） 国・県・本市又は国・県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを

- 出資した法人等から補助金及びこれに類する制度による助成を受けて実施する事業
- (4) 営利又は特定の個人，事業者，政党若しくは宗教を利することを目的とした事業
 - (5) 団体としての規約・会則等がない団体が行う事業
 - (6) 専ら趣味や芸術等に限定した団体，又は単一の事業・活動に特化した団体が行う事業
 - (7) その他市長が適当でないと認める事業

(補助率及び金額)

第14条 補助金の額は，補助対象事業に要する費用の2分の1以内の額とし，千円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額とする。

ただし，補助金の額については，1団体あたり30万円を限度とする。

(補助対象経費)

第15条 補助金交付の対象経費は，地域団体が行う補助対象事業に要する経費とする。

ただし，次に掲げるものの整備に要する経費については補助金交付の対象外とする。

- (1) 建築物（簡易物置を除く）
- (2) 中古品
- (3) 車両（市長がコミュニティ活動に必要であると認めるものを除く）
- (4) 防犯カメラ及びその周辺機器
- (5) 世帯内に設置されるもの（世帯内に設置されるべき特別の事情があると市長が認める場合を除く）
- (6) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるもの

(申請手続等)

第16条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は，次に掲げる書類を指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（別記様式第5号）
 - (2) 収支予算書
 - (3) 設備の整備に係る見積書またはその写し
 - (4) 申請団体に関する調書（協議会，自治会等は不要）
 - (5) 申請団体の規約・会則（協議会，自治会等は不要）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請は1団体当たり，当該年度につき1回に限るものとする。
- 3 申請者は，見積書の徴取及び事業の実施に際しては，市内業者に発注を行うよう努めるものとする。

(審査)

第17条 前条第1項の規定により申請のあった事業については、次条に規定する設備整備補助審査会において審査を行うものとする。

2 前項及び次条に定めるもののほか補助対象事業等の審査に関し必要な事項は別に定める。

(審査会)

第18条 市長は、補助対象事業の審査等を行うため設備整備補助審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織、運営等については、別に定める。

(補助金の交付決定及び通知等)

第19条 市長は、前条に定める審査の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金（不）交付決定通知書（別記様式第6号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により交付決定を行った補助事業に対して、必要な条件を付すことができる。

(実績報告等)

第20条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定により次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書（別記様式第7号）
- (2) 収支精算書
- (3) 領収書またはその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

(額の確定等)

第21条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該提出に係

る事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業に係る申請者に命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

第4章 その他

(補助金の支払い)

第22条 補助金の支払いは、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払いができるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和5年3月31日までとする。

(令和3年度の補助率の特例)

3 令和3年度実施の事業に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式に対応した活動に必要な感染症対策消耗品購入経費については、第4条に規定する事業区分すべてにおいて、感染症対策消耗品購入経費に対して交付する補助率は10分の10とし、附則第4項に定める額を増額する。

(令和3年度の補助金額の特例)

4 第5条第1項の規定による補助金の額に1事業につき2万円を限度とし増額する。

ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額を限度とし増額する。

- (1) 2つ以上の小学校区を単位として構成する協議会にあつては、1事業につき4万円を限度とし増額する。
- (2) 2つの協議会が合同で事業を実施する場合は、1事業につき4万円を、3つ以上の協議会が合同で事業を実施する場合は、1事業につき6万円を限度とし増額する。

(新潟市コミュニティ活動設備整備補助金交付要綱の廃止)

5 新潟市コミュニティ活動設備整備補助金交付要綱(平成24年4月1日制定)は、廃止する。